

受理年月日	令和3年12月27日	所管委員会	総務財政委員会
番 号	3 年 陳 情 第 2 9 号		
件 名	前福祉事務所ケースワーカーへの事情聴取、懲戒処分について		
陳 情 者	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>		
分割送付	なし		
要 旨	<p>私が医療機関を受診することを[ ]福祉事務所[ ]課に連絡したが、同課から各医療機関に連絡を行わなかったため、受診の際に受付から同課に生活保護受給対象者であることを確認された。上記のことについて、前ケースワーカーは謝罪を行わなかった。私から指摘されて行った電話での謝罪は、誠意のある謝罪ではない。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. 上記により精神的苦痛を強いられたため、前[ ]福祉事務所[ ]課ケースワーカーへの事情聴取と懲戒処分を行うこと。</p>		

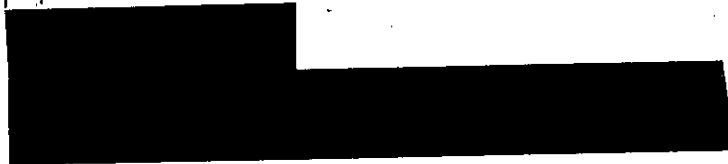
令和3年12月27日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所



## 陳情の趣旨

(前) [ ] 課 CW [ ] の職務  
遂行に関し陳情を行うものである

## 陳情事項

私が医療機関(原クリニック・神戸整形外科)受診を  
[ ] 課(他のCW)に連絡したが [ ] 課から  
各医療機関を行っていない。そのため医療  
機関受診の際、受付から「生活保護廃止」になっている  
ことから、[ ] 課に確認を行った結果、生活保護  
受給対象者であることを再確認された

上記のことを [ ] は謝罪を行わなかった  
私から指摘されて、電話で謝罪は、誠意のある  
謝罪ではない

以上のことから公務員の資質に欠ける

## 要望事項

上記により、私は精神的苦痛を強いられた  
よって、本人への事情聴取並びに懲戒処分を求める  
ものである